

8 東彼杵町規則第 1 2 号

東彼杵町工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町工場設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則

東彼杵町工場設置奨励条例施行規則（平成21年規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">東彼杵町工場等設置奨励条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 固定資産税の課税免除及び固定資産の不均一課税手続等（第2条—第5条）</p> <p>第3章 工場等設置奨励金交付手続等（第6条—第12条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、東彼杵町工場等設置奨励条例（平成21年条例第28号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 工場等設置奨励金交付手続等</p> <p>（事業計画書の提出）</p> <p>第6条 条例第4条第2項に定める工場等設置奨励金の交付を受けようとする者はあらかじめ、工場等設置事業計画_____書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>（奨励金の交付等の決定及び通知）</p> <p>第8条 町長は、前条に定める申請書の提出があったときは、_____その内容を審査し、<u>適当と認め</u>たときは奨励金の交付を決定し、その旨を工場等奨励金交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">東彼杵町工場__設置奨励条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 固定資産税の課税免除及び固定資産の不均一課税手続等（第2条—第5条）</p> <p>第3章 工場等____奨励金交付手続等（第6条—第12条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、東彼杵町工場__設置奨励条例（平成21年条例第28号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 工場等____奨励金交付手続等</p> <p>（事業実績__の提出）</p> <p>第6条 条例第4条第2項に定める工場等設置奨励金の交付を受けようとする者はあらかじめ、工場等設置事業計画<u>（実績）</u>書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>（奨励金の交付等の決定及び通知）</p> <p>第8条 町長は、前条に定める申請書の提出があったときは、<u>操業開始以降1年経過後</u>においてその内容を審査し、<u>適当と認め</u>たときは奨励金の交付を決定し、その旨を工場等奨励金交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

